

福井県建設工事総合評価落札方式実施要領 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1条～第11条 略 (総合評価調査基準価格) 第12条 予定価格が2億円を超える工事においては、予定価格に次項の規定により算定された割合を乗じて得た額を基準に発注機関の長が設定した額（以下「総合評価調査基準価格」という。）に満たない価格で申込みが行われた場合は、次条の調査を実施することにより、その価格では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するものとする。 2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が<u>10分の9</u>を超える場合は、<u>10分の9</u>とし、<u>10分の7</u>に満たない場合は<u>10分の7</u>とする。 (1) 直接工事費に100分の95を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額 (3) 現場管理費に<u>100分の70</u>を乗じて得た額 (4) 一般管理費に100分の30を乗じて得た額 第13条 略 (総合評価失格基準価格) 第14条 予定価格が2億円を超える工事の場合に設定する総合評価失格基準価格は、設計額算出の基礎となった直接工事費相当額に100分の75を乗じて得た額、共通仮設費相当額に10分の7を乗じて得た額、現場管理費相当額に<u>10分の7</u>を乗じて得た額および一般管理費相当額に10分の3を乗じて得た額の合算額に、100分の105を乗じて得た額とする。 2 予定価格が2億円以下の工事の場合に設定する総合評価失格基準価格は、第12条に規定する総合評価調査基準価格の算出方法と同様の方法により算出する。 第15条～第20条 略 <u>附 則</u> <u>1 この要領は、平成21年7月21日から施行する。</u> <u>2 改正後の第12条、第14条、別記1および別記2の規定は、施行日以降に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。</u>	第1条～第11条 略 (総合評価調査基準価格) 第12条 予定価格が2億円を超える工事においては、予定価格に次項の規定により算定された割合を乗じて得た額を基準に発注機関の長が設定した額（以下「総合評価調査基準価格」という。）に満たない価格で申込みが行われた場合は、次条の調査を実施することにより、その価格では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するものとする。 2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が<u>100分の85</u>を超える場合は、<u>100分の85</u>とし、<u>3分の2</u>に満たない場合は<u>3分の2</u>とする。 (1) 直接工事費に100分の95を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額 (3) 現場管理費に<u>100分の60</u>を乗じて得た額 (4) 一般管理費に100分の30を乗じて得た額 第13条 略 (総合評価失格基準価格) 第14条 予定価格が2億円を超える工事の場合に設定する総合評価失格基準価格は、設計額算出の基礎となった直接工事費相当額に100分の75を乗じて得た額、共通仮設費相当額に10分の7を乗じて得た額、現場管理費相当額に<u>10分の6</u>を乗じて得た額および一般管理費相当額に10分の3を乗じて得た額の合算額に、100分の105を乗じて得た額とする。 2 予定価格が2億円以下の工事の場合に設定する総合評価失格基準価格は、第12条に規定する総合評価調査基準価格の算出方法と同様の方法により算出する。 第15条～第20条 略

「土木一式」 評価基準表 (例)

改正前

分類	評価項目	評価内容	評価基準	標準型	簡易型
				技術提案型	実績評価型
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を2つ以上設定	15.0	—
企業 の 技術 力 6 ・ 0 点	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成○年4月1日以降)	過去15年間の企業が同種工事の施工実績を有しているか？	施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5	1.5
			施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0	1.0
			施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%未満であったもの	0.0	0.0
	(b) 工事成績 「業種：○○」 (平成○年度および平成○年度)	福井県が発注する工事（県の成績評価を有しない場合は、○○地方整備局が発注する工事）の過去2年間の企業の工事成績評価点の平均点が一定の点数を満たしているか？	80点以上	3.5	3.5
			75点以上 80点未満	2.5	2.5
			70点以上 75点未満	1.5	1.5
			70点未満	0.0	0.0
	(c) 優良工事表彰の有無 [業種：○○]	過去2年間に於ける福井県の優良工事表彰の有無	受賞あり	0.5	0.5
			受賞なし	0.0	0.0
	(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメント ISO9001認証を取得しているか？	ISO9001認証を取得している。	0.5	0.5
			未取得	0.0	0.0
技配 術置 力予 定 3技 術 5者 点の	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成○年4月1日以降)	配置予定技術者が過去15年間の同種工事の施工経験を有しているか？	施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5	1.5
			施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0	1.0
			施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%未満であったもの	0.0	0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士等の資格を保有	1.0	1.0
			上記以外	0.0	0.0
	(c) 優良工事表彰工事における経験の有無 [業種：○○]	配置予定技術者について、過去2年間に於ける福井県の優良工事表彰を受賞した工事の技術者としての経験の有無	有	1.0	1.0
			無	0.0	0.0
企業 の 地域 性、 社会 性 5 ・ 5 点	(a) 地域精通度	工事実施市町（県内）に主たる営業所（本店含む）の有無	工事実施市町に主たる営業所（本店含む） 有	2.5	2.5
			工事実施市町の土木事務所管内に主たる営業所（本店含む） 有	1.0	1.0
			上記以外	0.0	0.0
	(b) 社会貢献度	福井県、福井県内の市町、国土交通省（福井県内の事務所）のいずれかと緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結有	1.0	1.0
			災害協定の締結無	0.0	0.0
	(c) 地域貢献度 (平成○年度または平成○年度)	県または市町と除雪契約等を締結した実績の有無 (過去2年間)	実績有	1.0	1.0
			実績無	0.0	0.0
	(d) 県内企業の下請けへの活用	県内企業の活用	発注者指定の工種（別表1参照）において下請け企業を福井県内から選定する。	0.5	0.5
			上記以外	0.0	0.0
	(e) 県産品の活用	使用資材の県産品活用	発注者指定の品目（別表1参照）に県産品を活用する。	0.5	0.5
			上記以外	0.0	0.0
満点				30.0	15.0

注意1：実績評価（B）、（C）、（D）は単純合計し、最大15点とする。

注意2：技術提案の評価項目は2つ以上求めるものとし、満点が15点となるよう配点する。

WTO案件は、技術提案のみとし、30点満点とする。

注意3：評価項目および配点は、案件に応じて変更することがある。

「土木一式」 評価基準表 (例)

分類	評価項目	評価内容	評価基準	標準型	簡易型
				技術提案型	実績評価型
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を2つ以上設定	15.0	—
企業 の 技術 力 6 ・ 0 点	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成○年4月1日以降)	過去15年間の企業が同種工事の施工実績を有しているか？	施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5	1.5
			施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0	1.0
			施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%未満であったもの	0.0	0.0
	(b) 工事成績 「業種：○○」 (平成○年度および平成○年度)	福井県が発注する工事（県の成績評価を有しない場合は、○○地方整備局が発注する工事）の過去2年間の企業の工事成績評価点の平均点が一定の点数を満たしているか？	80点以上	3.5	3.5
			75点以上 80点未満	2.5	2.5
			70点以上 75点未満	1.5	1.5
			70点未満	0.0	0.0
	(c) 優良工事表彰の有無 [業種：○○] (平成○年度および平成○年度)	過去2年間における福井県の優良工事表彰の有無	受賞あり	0.5	0.5
			受賞なし	0.0	0.0
	(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメント ISO9001認証を取得しているか？	ISO9001認証を取得している。	0.5	0.5
			未取得	0.0	0.0
技配 置 力 予 定 3 ・ 技 術 5 点 の	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成○年4月1日以降)	配置予定技術者が過去15年間の同種工事の施工経験を有しているか？	施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5	1.5
			施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0	1.0
			施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%未満であったもの	0.0	0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士等の資格を保有	1.0	1.0
			上記以外	0.0	0.0
	(c) 優良工事表彰工事における経験の有無 [業種：○○] (平成○年度および平成○年度)	配置予定技術者について、過去2年間における福井県の優良工事表彰を受賞した工事の技術者としての経験の有無	経験あり	1.0	1.0
			経験なし	0.0	0.0
企業 の 地 域 性 、 社 会 性 5 ・ 5 点	(a) 地域精通度	工事実施市町（県内）に主たる営業所（本店含む）の有無	工事実施市町に主たる営業所（本店含む）あり	2.5	2.5
			工事実施市町の土木事務所管内に主たる営業所（本店含む）あり	1.0	1.0
			上記以外	0.0	0.0
	(b) 社会貢献度	県または市町のいずれかとの緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり	1.0	1.0
			災害協定の締結なし	0.0	0.0
	(c) 地域貢献度 (平成○年度または平成○年度)	過去2年間における県または市町と除雪契約等を締結した実績の有無	実績あり	1.0	1.0
			実績なし	0.0	0.0
	(d) 県内企業の下請けへの活用	県内企業の活用	発注者指定の工種において下請け企業を福井県内から選定する。	0.5	0.5
			上記以外	0.0	0.0
	(e) 県産品の活用	使用資材の県産品活用	発注者指定の品目に県産品を活用する。	0.5	0.5
			上記以外	0.0	0.0
満点				30.0	15.0

注意1：実績評価（B）、（C）、（D）は単純合計し、最大15点とする。

注意2：技術提案の評価項目は2つ以上求めるものとし、満点が15点となるよう配点する。

WT0案件は、技術提案のみとし、30点満点とする。

注意3：評価項目および配点は、案件に応じて変更することがある。

技術提案等内容の履行確保の方法

受注者の責に帰すべき事由により、受注者が入札時に提示した下記の性能、機能、技術など加点評価された項目（以下「加点項目」という。）が達成されなかった場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

1 再度の施工または修補

当該加点項目に関して受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的であると県が認めた場合、受注者は、再度の施工または修補を行い、受注者が入札時に提示した加点項目を満たす状態にしなければならない。

2 契約金額の減額または損害賠償請求

当該加点項目に関して受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的でないと県が認めた場合、県は、検査等によって確認された当該加点項目の状況に基づき加算点（確認された当該加点項目の状況が最低限の要求要件を満たさない場合にあっては、最低限の要求要件との差について加算点の算出方式に準じて計算した点数を減じたものを加算点とみなす。）の再計算を行った場合に受注者の落札時における評価値を確保するのに見合う金額と受注者の当初請負金額との差額、または当初請負額に5%を乗じた額のいずれか大きい金額を、工事目的物の完成引渡前においては契約金額から減額し、工事目的物の完成引渡後においては損害賠償請求等を行うこととし、その場合の算定方法は次のとおりとする。

減額または損害賠償額＝ $\{1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha)\} \times C$ または
減額または損害賠償額＝ $0.05 \times C$ のいずれか大きい値

C：当初の契約金額（円）

α ：当初の加算点

β ：検査等によって確認された技術提案の状況に基づき再計算した加算点

3 工事成績評定点の減点

県は（１）または（２）に加えて、検査等によって確認された当該加点項目の状況に基づき加算点の再計算を行った結果、受注者の落札時における評価値を満たしていない場合には、10点減点する。

4 指名停止等の措置

技術提案等に虚偽の内容がある等、明らかに悪質であると県が認めた場合、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止等の措置を行う。

技術提案等内容の履行確保の方法

受注者の責に帰すべき事由により、受注者が入札時に提示した下記の性能、機能、技術など加算評価された項目（以下「加算項目」という。）が達成されなかった場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

1 再度の施工または修補

当該加算項目に関して受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的であると県が認めた場合、受注者は、再度の施工または修補を行い、受注者が入札時に提示した加算項目を満たす状態にしなければならない。

2 契約金額の減額または損害賠償請求

当該加算項目に関して受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的でないと県が認めた場合、県は、検査等によって確認された当該加算項目の状況に基づき加算点（確認された当該加算項目の状況が最低限の要求要件を満たさない場合にあっては、最低限の要求要件との差について加算点の算出方式に準じて計算した点数を減じたものを加算点とみなす。）の再計算を行った場合に受注者の落札時における評価値を確保するのに見合う金額と受注者の当初請負金額との差額、または当初請負額に5%を乗じた額のいずれか大きい金額を、工事目的物の完成引渡前においては契約金額から減額し、工事目的物の完成引渡後においては損害賠償請求等を行うこととし、その場合の算定方法は次のとおりとする。

減額または損害賠償額＝ $\{1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha)\} \times C$ または
減額または損害賠償額＝ $0.05 \times C$ のいずれか大きい値

C：当初の契約金額（円）

α ：当初の加算点

β ：検査等によって確認された技術提案の状況に基づき再計算した加算点

3 工事成績評定点の減点

契約金額の減額または損害賠償請求を行った場合には、工事成績評定点についても10点減点する。

4 指名停止等の措置

技術提案等に虚偽の内容がある等、明らかに悪質であると県が認めた場合、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止等の措置を行う。

記

〇〇〇〇（受注者名を記入する。）が入札時に加算評価された技術提案、配置予定技術者、県内企業および県産品の活用に係る評価項目と個々の加算点

1 〇〇〇〇（加算評価した技術提案について記入する。）・・・〇点

2 配置予定技術者は申請時の者を配置すること。

・・・（経験1.5点、資格1.0点、優良工事1.0点）

3 別表1の指定工種は全て県内企業を下請けとして活用する・・・0.5点

4 別表1の指定品目は全て県産品を活用する・・・0.5点

注：契約後は特約事項として枠部分を記入し、契約書に閉じ込む。